まちづくり委員会資料

令和元年第4回定例会提出予定議案の説明

議案第109号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

資 料 1 川崎市手数料条例の一部を改正する条例 改正概要

資料 2 川崎市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

参考資料 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 新旧対照表

まちづくり局

川崎市手数料条例の一部を改正する条例 改正概要

1 改正の概要

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「建築物省エネ法」という。)の一部改正(令和元年5月17日公布、公布の日より6月以内の日で施行)に伴い、川崎市手数料条例の改正を行う。

2 建築物省エネ法の概要

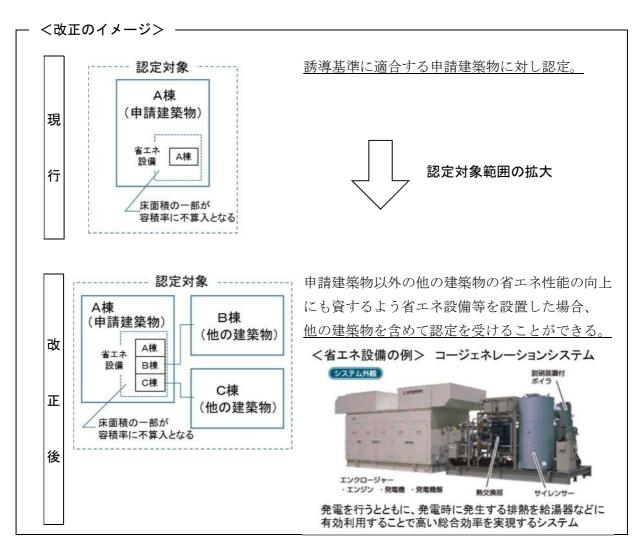
建築物省エネ法は、社会経済情勢の変化に伴い、建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、一定規模以上の建築物の省エネ基準への適合性を確保するための措置と、建築物エネルギー消費性能向上計画認定の措置により建築物の省エネ性能の向上を図る。

3 建築物省エネ法の一部改正内容

○建築物エネルギー消費性能向上計画認定の認定対象の拡大(建築物省エネ法第29条)

建築物エネルギー消費性能向上計画認定については、省エネ性能の向上に資する建築物の新築等を対象とし、建築物における省エネ性能が通常の基準よりも一層配慮した基準(誘導基準)に適合している場合、当該建築物に対して所管行政庁により認定を受けることができる。

当該認定を取得することで、省エネ設備等を設置している部分に限り、通常の建築物の床面積を超える部分(上限10%)を不算入とする容積率特例を受けることができる。



4 改正内容

建築物省エネ法の一部改正に伴い、認定の申請に対する審査に係る手数料を定めるほか、所要の整備を行う。

- (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 認定申請に係る建築物ごとに1件とし、区分に応じて規定する額を合算した額
- (2) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 変更認定申請に係る建築物ごとに1件とし、区分に応じて規定する額を合算した額

5 施行期日

この条例は、建築物省エネ法の一部を改正する法律(令和元年法律第4号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行。

○川崎市手数料条例

改正後 改正前

○川崎市手数料条例

昭和25年3月29日条例第6号

昭和25年3月29日条例第6号

- 徴収する。ただし、第279号の手数料については、月ごとに徴収することが できる。
 - (270) 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消 費性能向上計画の認定の申請(以下この号及び次号において「認定申請」 という。) に対する審査
 - ア 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項 各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定 機関等が証する書類が認定申請に係る申請書に添付されている場合
 - 一戸建ての住宅 1件につき 4,900円
 - (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該建築物エネル ギー消費性能向上計画に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定す ろ額
 - a 住宅部分(建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分の うち住戸の部分をいう。以下この号、第272号及び第274号におい て同じ。) 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額
 - 1戸 4,900円 (a)
 - (b) 2 戸以上 5 戸以下 9,600円
 - 6 戸以上10戸以下 16,000円 (c)
 - (b) 11戸以上25戸以下 27,000円
 - (e) 26戸以上50戸以下 45,000円
 - (f) 51戸以上100戸以下 81,000円
 - (g) 101戸以上200戸以下 130,000円
 - (h) 201戸以上300戸以下 160,000円

 - (i) 301戸以上 170,000円
 - b 共用部分(建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分の うち住戸の部分を除いた部分をいう。以下この号及び第274号にお いて同じ。) 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額
 - (a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9.600円
 - (b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平 方メートル未満のもの 27,000円
 - (c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの 81,000円
 - (d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの 130,000円
 - (e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの 160,000円
 - (f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のも
 - の 200,000円
 - c 非住宅部分(建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部 分をいう。以下この号及び第274号において同じ。) 次に掲げる 建築物の区分に応じ次に規定する額
 - (a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9.600円
 - (b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの 27,000円
 - (c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの 81,000円
 - (d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの 130,000円
 - (e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの 160,000円
 - (f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の もの 200.000円
 - イ 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物又は建築物の部分 に係る特定設計住宅性能評価書が認定申請に係る申請書に添付されて
 - (ア) 一戸建ての住宅 1件につき ア(ア)に規定する額

- 第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から 徴収する。ただし、第279号の手数料については、月ごとに徴収することが できる。
 - (270) 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消 費性能向上計画の認定の申請(以下この号及び次号において「認定申請」 という。) に対する審査
 - ア 認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ 法第30条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物エネルギ 一消費性能判定機関等が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添 付されている場合
 - 一戸建ての住宅 1件につき 4,900円 (ア)
 - (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係 る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額
 - a 住宅部分(建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分の うち住戸の部分をいう。以下この号、第272号及び第274号におい て同じ。) 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額
 - 1戸 4,900円 (a)
 - (b) 2 戸以上 5 戸以下 9,600円
 - 6 戸以上10戸以下 16,000円 (c)
 - (d) 11戸以上25戸以下 27,000円
 - (e) 26戸以上50戸以下 45,000円
 - (f) 51戸以上100戸以下 81,000円
 - (g) 101戸以上200戸以下 130,000円
 - (h) 201戸以上300戸以下 160,000円
 - (i) 301戸以上 170,000円
 - b 共用部分(建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分の うち住戸の部分を除いた部分をいう。以下この号及び第274号にお いて同じ。) 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額
 - (a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9.600円
 - (b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平 方メートル未満のもの 27,000円
 - (c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの 81,000円
 - (d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの 130,000円
 - (e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの 160,000円
 - (f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のも の 200,000円
 - c 非住宅部分(建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部 分をいう。以下この号及び第274号において同じ。) 次に掲げる 建築物の区分に応じ次に規定する額
 - (a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円
 - (b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの 27,000円
 - (c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの 81,000円
 - (d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの 130,000円
 - (e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの 160,000円
 - (f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の もの 200,000円
 - イ 認定申請に係る建築物又は建築物の部分に係る特定設計住宅性能評 価書が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合
 - (ア) 一戸建ての住宅 1件につき ア(ア)に規定する額

(イ) (ア)以外の建築物の住宅部分 1件につき 当該<u>建築物エネルギー消費性能向上計画</u>に係る建築物の住宅部分の住戸の総数の区分に応じア(イ) a に規定する額

改正後

- ウ ア又はイ以外の場合
 - (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該<mark>建築物エネルギー消費性能向上計画</mark>に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額
 - a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円
 - b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円
 - (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該<mark>建築物エネル ギー消費性能向上計画</mark>に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定す る額
 - a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額
 - (a) 1戸 34,000円
 - (b) 2 戸以上 5 戸以下 69,000円
 - (c) 6 戸以上10戸以下 97,000円
 - (d) 11戸以上25戸以下 140,000円
 - (e) 26戸以上50戸以下 200,000円
 - (f) 51戸以上100戸以下 280,000円
 - (g) 101戸以上200戸以下 380,000円
 - (h) 201戸以上300戸以下 500,000円
 - (i) 301戸以上 590,000円
 - b 共用部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額
 - (a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 110,000円
 - (b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 180,000円
 - (c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの 280,000円
 - (d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの 360,000円
 - (e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの 430,000円
 - (f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 500,000円
 - c 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額
 - (a) 基準省令第1条第1項第1号イに規定する非住宅部分の 設計一次エネルギー消費量が計算されている場合
 - 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額
 - i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 230,000円
 - ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平 方メートル未満のもの 370,000円
 - iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 530,000円
 - iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの 650,000円
 - v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの 770,000円
 - vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のも の 870,000円
 - (b) (a) 以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に 規定する額
 - i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,000円
 - ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平 方メートル未満のもの 150,000円
 - 第住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの240,000円
 - iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの 310,000円
 - v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの 370,000円
 - vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のも

- (イ) (ア)以外の建築物の住宅部分 1件につき 当該<mark>認定申請</mark>に係る建築物の住宅部分の住戸の総数の区分に応じア(イ)aに規定する 額
- ウ ア又はイ以外の場合
- (ア) 戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該<mark>認定申請</mark>に係る 戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額
 - a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円
 - b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円
- (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該<u>認定申請</u>に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額
 - a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額
 - (a) 1戸 34,000円
 - (b) 2 戸以上 5 戸以下 69,000円
 - (c) 6 戸以上10戸以下 97,000円
 - (d) 11戸以上25戸以下 140,000円
 - (e) 26戸以上50戸以下 200,000円
 - (f) 51戸以上100戸以下 280,000円
 - (g) 101戸以上200戸以下 380,000円
 - (h) 201戸以上300戸以下 500,000円
 - (i) 301戸以上 590,000円
 - b 共用部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額
 - (a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 110,000円
 - (b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平 方メートル未満のもの 180,000円
 - (c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの 280,000円
 - (d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの 360,000円
 - (e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの 430,000円
 - (f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 500,000円
 - c 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額
 - (a) 基準省令第1条第1項第1号イに規定する非住宅部分の 設計一次エネルギー消費量が計算されている場合
 - 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額
 - i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 230,000円
 - ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平 方メートル未満のもの 370,000円
 - iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 530,000円
 - iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの 650,000円
 - v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの 770,000円
 - vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 870,000円
 - (b) (a) 以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に 規定する額
 - i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,000円
 - ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 150,000円
 - 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの 240,000円
 - iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの 310,000円
 - v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの 370,000円
 - vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のも

の 440,000円

一の建築物ごとに1件とする。

- (271) 建築物省エネ法第30条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく認定申請に対する審査
 - 1件につき 前号の規定により算定した額に第194号に規定する額(確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、同号に規定する額に第199号に規定する額を加えた額。第273号において同じ。)又は第199号に規定する額を加えた額
- (272) 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(工事の着手予定時期又は完了予定時期に係る変更を除く。)の認定の申請(以下この号及び次号において「変更認定申請」という。)に対する審査
 - ア 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項 各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定 機関等が証する書類が変更認定申請に係る申請書に添付されている場合
 - (ア) 一戸建ての住宅 1件につき <u>次に掲げる当該建築物エネルキー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</u>
 - a 建築物省エネ法第30条第1項の認定を受けた建築物エネルギー <新設> 消費性能向上計画(以下この号において「認定済計画」という。) に係るもの 2,450円
 - b 認定済計画に新たに追加されたもの 4,900円
 - (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額
 - a 認定済計画に係る建築物の部分について第270号ア(イ)の規定 により算定した額に2分の1を乗じて得た額
 - b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分<u>又は認定済計画に新たに追加された建築物の部分</u>について第270号ア(イ)の規定により算定した額
 - イ <u>建築物エネルギー消費性能向上計画</u>に係る建築物又は建築物の部分 に係る特定設計住宅性能評価書が変更認定申請に係る申請書に添付さ れている場合
 - (ア) 一戸建ての住宅 1件につき <u>当該建築物エネルギー消費性能</u> 向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じア(ア)に規定する額
 - (イ) (ア)以外の建築物の住宅部分 1件につき 次に掲げる額を合 算した額
 - a 認定済計画に係る建築物の住宅部分について第270号イ(イ)の 規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額
 - b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された住宅部分<u>又は認定済計画に新たに追加された建築物の住宅部分</u>について第270号イ(イ)の規定により算定した額
 - ウ ア又はイ以外の場合
 - (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額
 - a 認定済計画に係るもの 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ第270号ウ(ア)に規定する額に2分の1を乗じて得た額
 - b 認定済計画に新たに追加されたもの 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ第270号ウ(ア)に規定する額
 - (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額
 - a 認定済計画に係る建築物の部分について第270号ウ(イ)の規定 により算定した額に2分の1を乗じて得た額
 - b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分<u>又は認定済計画に新たに追加された建築物の部分</u>について第270号ウ(イ)の規定により算定した額
 - 一の建築物ごとに1件とする。
- (291) 地方税法附則第15条の9第1項の規定に基づく同項に規定する耐震改修が行われた住宅が地方税法施行令(昭和25年政令第245号)附則第

の 440,000円

- (271) 建築物省エネ法第30条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提 出が行われた場合における建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく 認定申請に対する審査
 - 1件につき 前号の規定により算定した額に第194号に規定する額(確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、同号に規定する額に第199号に規定する額を加えた額。第273号において同じ。)又は第199号に規定する額を加えた額
- (272) 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(工事の着手予定時期又は完了予定時期に係る変更を除く。)の認定の申請(以下この号及び次号において「変更認定申請」という。)に対する審査
 - ア 変更認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省 エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物エネ ルギー消費性能判定機関等が証する書類が<u>当該</u>変更認定申請に係る申 請書に添付されている場合
 - (ア) 一戸建ての住宅 1件につき <u>2,450円</u>

<新設>

- (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額
 - a <u>建築物省エネ法第30条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この号において「</u>認定済計画」という。) に係る建築物の部分について第270号ア(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額
 - b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第 270号ア(イ)の規定により算定した額
- イ 変更認定申請に係る建築物又は建築物の部分に係る特定設計住宅性 能評価書が<u>当該</u>変更認定申請に係る申請書に添付されている場合
 - (ア) 一戸建ての住宅 1件につき ア(ア)に規定する額
 - - a 認定済計画に係る建築物の住宅部分について第270号イ(イ)の 規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額
 - b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された住宅部分について 第270号イ(イ)の規定により算定した額
- ウ ア又はイ以外の場合
 - (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる一戸建ての住宅の区 分に応じ次に規定する額
 - a <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円</u>
 - b <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円</u>
 - (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額
 - a 認定済計画に係る建築物の部分について第270号ウ(イ)の規定 により算定した額に2分の1を乗じて得た額
 - b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第 270号ウ(イ)の規定により算定した額
- (291) 地方税法附則第15条の9第1項の規定に基づく同項に規定する耐震改修が行われた住宅が地方税法施行令(昭和25年政令第245号)附則第

12条第<u>19</u>項に掲げる基準に適合する旨の証明書の交付 1件につき 300円

(292) 地方税法附則第15条の10第1項の規定に基づく同法附則第15条の9第1項に規定する耐震改修が行われた家屋が地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する旨の証明書の交付 1件につき300円

12条第 $\underline{17}$ 項に掲げる基準に適合する旨の証明書の交付 1件につき 300円

(292) 地方税法附則第15条の10第1項の規定に基づく同法附則第15条の9第1項に規定する耐震改修が行われた家屋が地方税法施行令附則第12条第<u>17</u>項に規定する基準に適合する旨の証明書の交付 1件につき300円

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 新旧対象表 (関係部分のみ抜粋) (令和元年5月17日法律第4号、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において施行)

新

IΗ

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

[平成二十七年七月八日号外法律第五十三号]

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

[平成二十七年七月八日号外法律第五十三号]

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定)

第二十九条 建築主等は、エネルギー消費性能の向上に資する建築物の 第二十九条 建築主等は、エネルギー消費性能の向上に資する建築物の 新築又はエネルギー消費性能の向上のための建築物の増築、改築若し くは修繕等(以下「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築 等」という。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところ により、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する 計画(以下「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。)を作成 し、所管行政庁の認定を申請することができる。

- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画には、次に掲げる事項を記載し なければならない。
 - 一 建築物の位置
 - 二 建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積
 - 三 エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に係る資金 計画
 - 四 その他国土交通省令で定める事項
- 建築主等は、第一項の規定による認定の申請に係る建築物(以下「申 請建築物」という。)以外の建築物(以下「他の建築物」という。 のエネルギー消費性能の向上にも資するよう、当該申請建築物に自他 供給型熱源機器等(申請建築物及び他の建築物に熱又は電気を供給す るための熱源機器等(熱源機器、発電機その他の熱又は電気を発生さ せ、これを建築物に供給するための国土交通省令で定める機器であっ て空気調和設備等を構成するものをいう。以下この項において同し をいう。)を設置しようとするとき(当該他の建築物に熱源機器等(エ ネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして国土交通省令で 定めるものを除く。) が設置されているとき又は設置されることとだ るときを除く。)は、建築物エネルギー消費性能向上計画に、前項各 号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。
- 他の建築物の位置
- 他の建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積
- その他国土交通省令で定める事項
- 建築主等は、次に掲げる場合においては、第一項の規定による認定 の申請をすることができない。
 - 当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に 係る申請建築物が他の建築物エネルギー消費性能向上計画に他の 建築物として記載されているとき。
 - 当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に 係る他の建築物が他の建築物エネルギー消費性能向上計画に他の 建築物として記載されているとき(当該申請をしようとする建築物 エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物が当該他の建築物 エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物と同一であるとき を除く。)。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更)

- 第三十一条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定建築主」という。) | 第三十一条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定建築主」という。) は、当該認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(国 土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国 土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければ ならない。
- 前条の規定は、前項の認定について準用する。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定)

- 新築又はエネルギー消費性能の向上のための建築物の増築、改築、修 繕若しくは模様替若しくは建築物への空気調和設備等の設置若しく は建築物に設けた空気調和設備等の改修(以下「エネルギー消費性能 の向上のための建築物の新築等」という。) をしようとするときは、 国土交通省令で定めるところにより、エネルギー消費性能の向上のた めの建築物の新築等に関する計画(以下「建築物エネルギー消費性能 向上計画」という。)を作成し、所管行政庁の認定を申請することが できる。
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画には、次に掲げる事項を記載し なければならない。
 - 一 建築物の位置
 - 二 建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積
 - 三 エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に係る資金 計画
- 四 その他国土交通省令で定める事項

(新設)

(新設)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更)

- は、当該認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(国 土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国 土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければ ならない。
- 2 前条の規定は、前項の認定について準用する。